

平成 29 年 7 月 15 日 (土)
9 時メド 覚書締結時 解禁

【仮訳】

日本国厚生労働省とタイ王国公衆衛生省との間の 保健・医療分野における協力に関する覚書

日本国厚生労働省及びタイ王国公衆衛生省（以下、どちらか片方の省を「一方」、両方の省を両省という）は、友好関係を強化し、日本と東南アジア諸国連合（ASEAN）との間の保健協力を拡大する考えを共有しており、以下の分野に対する相互の関心事項として保健・医療分野における協力を推進する機会を探求すべきとの共通の認識に達した。

- 1) 相互にかつグローバルレベルでユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を推進するための知識と経験の共有
- 2) 先進的な医療技術、医薬品及び医療機器の費用効率に優れた方法での活用
- 3) 医薬品、医療機器等の製品（医薬品用原料、生物学的製剤、再生医療等製品、医薬部外品及び化粧品を含む。）の規制に関する情報と経験の交換
- 4) 食品サプライチェーンにおける食品管理及びリスク管理を促進するための情報と経験の共有
- 5) 麻薬、向精神薬及び新精神作用物質に関する情報の交換
- 6) 保健・医療サービス及びグローバルな衛生政策立案に当たる医療従事者の人材育成
- 7) 若年死亡率を下げる対策としての、特定のがん及び糖尿病で増大している非感染性疾患（NCD）への対応
- 8) 高齢化社会に関する政策の展開
- 9) 公衆衛生上の緊急事態への対応強化のためにグローバル・ヘルス・アーキテクチャー（国際保健の枠組み）を強化し、新たに発生する公衆衛生に関する脅威（特に抗微生物薬耐性）に対処する際の協調
- 10) 伝統医療（伝統医療や漢方薬の研究開発を含む。）に関する知識と経験の共有
- 11) その他相互に決定する協力分野

さらに、両省は、相互の関心に基づき新たな協力分野を探求すべきとの共通の認識に達した。両省は、本協力覚書（以下「MOC」という。）が専ら初動的な将来に向けての協力に関する一般原則と基本条件を定めるためのものであるとの認識を共有する。

各省は、国家安全保障、公序又は公衆衛生を理由に、本 MOC に基づく協力の実施の全部又は一部を一時的に停止する権利を留保する。なお、この権利は相手方への書面による通知後直ちに発生する。

本 MOC は署名の日から開始し、本 MOC に基づく協力は 5 年間続くものとする。一方が終了を希望する日の 6 箇月前までに協力を終了する旨の通知を相手方に書面で行わない限り、本覚書に基づく協力期間は、自動的にさらに 5 年間延長される。

本覚書は、法的拘束力を持たない文書として英文で 2 通作成され、2017 年 7 月〇〇日に日本国において署名された。

日本国厚生労働省のために

タイ王国公衆衛生省のために
